

軍御代始也、京畿御家人等、殊插忠貞、不可存貳之由相觸之、且可召進起請文之趣、所被仰遣武藏守朝政并掃部頭入道寂忍等之許也、兩人去九日出門云云、

〔契利斯督記〕宗門穿鑿心持の事○中

一國主吉利支丹宗門之仕置善惡有之○中農人町人職人等ニ、日本ノ誓詞、南蠻ノ誓詞ヲイタサセ、寺請ヲトリ、其後ハ一年モ二年モ改ノ沙汰無之、サシヲカル、國有○下

〔鹿苑寺文書〕吉利支丹ころび申之ゆらめんと○中の事

一我々は何年より何年まできりしたんにて御座候へ共、何年の御法度よりころび申候事、うたがひ無之候、今程なれの宗體にて御座候、

一吉利支丹宗旨に成、此前方ねがひ申候事、今に後悔にて御座候間、後々末代きりしたんに立歸る事仕間敷候、同妻子けんぞく他人へも、其すゝめ仕間敷候、自然何方より伴天連參、こんひさんのすゝめと云共、此書物判をいたし申上は、其儀かつて以妄念にもおこし、取あつかう事に同心いたすまじく候、もとのきりしたんに立歸るにをいては、まゆらめんと○中の起請文以テ、是をてつする者也、

一上ニハ天公でうす、さんた、まりやははじめたてまつり、もろくのあんしよの蒙御罰、死てはいんへるのと云於獄所、諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱のくるしみを請、重而又現世にては、追付らさるになり、人に白癩黒癩とよばるべき者也、仍おそろしき、しゆらめんと、如件、

寛永十貳年

何之村

十月

ころび

誰判

妻子判